

令和元年度 第2回全国健康保険協会長崎支部評議会議事録

- < 開催日時 > 令和元年10月30日(水) 14:00~15:30
< 開催場所 > ホテルセントヒル長崎 絹笠の間
< 出席評議員 > 9名
安達評議員、井石評議員、入江評議員、岡村評議員、川口評議員、
近藤評議員、立石評議員(議長)、宮沢評議員、吉田評議員(五十音順)

< 議 事 >

議題1 令和2年度 保険料率について

資料1に基づき、事務局より説明。

— 主な質問・意見 —

学識経験者

支出が一時的に抑えられた要因の一つとして退職者医療制度の廃止とあるが、具体的にはどのような制度で、今後の収支の見通しにどのような影響を及ぼすのか。

⇒ (事務局)

退職者医療制度とは、国民健康保険の65歳未満の被保険者のうち、老齢または退職を支給事由とする年金給付を受けることができる者およびその65歳未満の被扶養者に対して、被用者保険から給付費を拠出している制度であり、この拠出金が退職者給付拠出金である。この制度は、平成26年度をもって新規に適用される方がいなくなったため、今後の負担はほぼなくなるものと考えている。

学識経験者

「後期高齢者支援金の増加などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ」とあるが、後期高齢者の自己負担額が現状の1割から2~3割になるという報道を目にする。この後期高齢者の自己負担額の上昇は、後期高齢者支援金にも影響を及ぼすと考えられるが、協会けんぽとしてはどのように考えているか。

⇒ (事務局)

現在、後期高齢者医療の費用の約5割を公費で、1割を75歳以上の保険料で、残り約4割を後期高齢者支援金として現役世代である被用者保険加入者や国保加入者が負担している。今後の見通しを見ると、現役世代の負担は限界水準にあると考えている。協会けんぽとしては、高齢者にも応分の負担を求め、制度の公平性・納得性を高める観点から、後期高齢者の窓口負担に関しては、低所得者にも配慮しつつ、2割に見直すなど早急な制度改革が必要であると考えている。他の被用者保険とも連携し、高齢者医療制度を含め、医療保険制度の在り方について積極的な意見発信に努めていきたい。

事業主代表

適用事業所数の増加には健保組合の解散等が影響していると考えられるが、単に数だけが増えるのであれば、協会けんぽにとって悪い影響も出てくるのではないかと。また、これは今後の外国人労働者の問題にも関係してくるのではないかと。

⇒（事務局）

事業所数や被保険者数が増えたのは、平成 27 年度以降の日本年金機構による適用促進の取り組みの影響も大きいと考える。健康保険組合の解散については、平成 31 年 4 月に人材派遣健保や生協健保の解散があり約 60 万人の移動があったが、協会財政に大きな影響はないものと見ている。しかし、協会けんぽには国庫補助金が入っているため、組合の解散により国の支出が拡大してしまうことが考えられる。

外国人労働者の増加による財政への影響は限定的なものではないかと考えているが、現時点では詳細については把握していない。

被保険者代表

今年度、長崎県においても最低賃金が 30 円ほど上がっており、労働者としては手取り収入が上がっているという実感がある。今後も賃金の上昇が見込める中で、5 年の収支シミュレーションも踏まえると、平均保険料率を 10%に据え置くことには賛成である。一時的な保険料率の引き下げは、逆に、将来的な保険料率の上昇を招く恐れがあり、従業員にとっては負担感がある。

事業主代表

平均保険料率 10%を維持した場合でも、数年後には準備金を取り崩す必要があるという試算が出ている。この状況では、平均保険料率 10%をいかにして長期的に維持していくかを考えることが重要であると思う。

事業主代表

平均保険料率 10%をいかに長く維持できるかが大事だと思う。賃金上昇率が 0%であっても 1 か月分の法定準備金残高は 10 年間保てるという中で、その 10 年後以降の急激な保険料率の上昇を防ぐための対策を早めに講じてほしい。後期高齢者支援金の抑制のためにも、高齢者の自己負担割合の見直しを段階的にも行った方が良いのではないかと考える。

現役世代の人々が納得感を得られるかが重要であると思う。今後、広報等を通じて、経営者および労働者側の理解を深めるよう取り組んでいただきたい。

学識経験者

社会保障全体の根本的な見直しが進められている中、医療費の問題を含め、協会けんぽの位置付けはどうか。

⇒（事務局）

協会けんぽとしては、高齢者医療制度を含めたところで、今後の医療保険制度について本部にて意見

発信を行っている。今後の見通しについては、国の動向などもあり詳細については不明な部分もあるが、根本的な見直しに向けて声を上げていきたいと考えている。

平均保険料率 10%の長期的な維持に向けては、加入者の健康増進やジェネリック医薬品の使用促進、地域医療への積極的な関与等を通じて、医療費適正化を推進していきたいと考えている。

学識経験者

平均保険料率 10%をできるだけ長期に維持していくことを大きな目標とし、そのための具体策を今後検討していくという認識でよろしいか。

<評議員一同>

異議なし。

○「論点 2. 激変緩和措置の解消とインセンティブ制度の導入」および「論点 3. 保険料率の変更時期」については、特段意見なし。

議題 2 令和 2 年度 保険者機能強化予算について

事務局より資料 2 に基づき説明。

— 主な質問・意見 —

被保険者代表

健診の受診率向上に対しては、被保険者だけでなくその家族に向けたアプローチが必要だと感じる。また、保健指導に関しては、医療機関の職員自身の利用率が低いという現状もある。各企業において、それぞれ働きかける部署・担当者が増えれば利用率の向上に繋がるのではないかと。

⇒ (事務局)

その通りである。しかし、すべての事業所一つ一つに直接働きかけるのには限界がある。そこで、各事業所に 1 名以上の「健康保険委員」にご登録いただくよう勧奨している。健康保険委員には、加入者の方々へ向けた健康保険制度に関する周知・広報等にご協力いただいている。健康保険委員の評価指標である被保険者シェア率は、目標の 40.5%に対し、現在約 42%である。今後も健康保険委員への支援・協力体制の強化を図っていきたい。

また、事業所との連携（コラボヘルス）を目的とした「健康経営」宣言事業を行っている。長崎県との共同事業であり、取り組みが優秀な事業所を「健康経営推進企業」として認定している。現在、390 の事業所に宣言していただいております、うち 70 社を認定している。宣言事業所の取り組みもあり、健診受診率や保健指導率は着実に伸びてきている。今後もこの事業を活用して参りたいが、何か意見や具体案があれば参考にさせていただきたい。

事業主代表

自社の従業員に関しては、健診の受診率は当然 100%であるものだと考えていた。しかし、事業所カルテを見ると実際はそこまで受診率が高くなかったのが現状である。インフルエンザの予防接種に対し補助を出しているが、その利用率も 100%ではなかった。経営者としては、健診等の受診率に関して具

体的な数字で示していただいた方が対策を講じやすい。

事業主代表

商工会を通して健診を受診しているが、中には経営に苦しんでいる事業所も多く、予算の面からして全事業所が受診するのは難しいのではないかと。強制力があれば受診率は向上すると思う。ジェネリック医薬品に関しても、患者側から使用を希望するのは難しい面がある。

⇒（事務局）

全事業所の8割が10人未満の事業所であり、健診費用がネックになっている事業所もあると考えられる。協会けんぽにおいては、生活習慣病予防健診の費用18,865円に対し補助を出しており、自己負担7,169円での受診が可能となっている。事業者健診と比較すると、検査項目が多く内容が充実している。また、受診結果によっては保健指導の案内も行うなど、事業者健診にはないメリットがある。商工会議所、商工会、中小企業団体中央会など各事業所に協力を仰ぎながら、生活習慣病予防健診の受診の拡大に努めていきたい。ご要望があれば、協会からも説明に出向かせていただく。

学識経験者

県の自治体の中で、歩数に応じてポイントを付与し、商品券などの商品と交換できるような取り組みを行っているところがある。健康の基礎は運動であり、加入者に対して運動を促すような施策を検討してほしい。例えば、「健康経営」宣言事業所に対する働きかけや、補助を出すなどしてはどうか。

⇒（事務局）

「健康経営」宣言事業の中で、「健康経営推進企業」に認定されるための要件として、「運動・身体活動を促進する取り組み」を行っていることを必須要件としている。この事業は長崎県と共同で行っており、健康経営に取り組む優良な企業として積極的に公表していただいている。また、建設業等に関しては経営審査指標の点数に加味していただくよう長崎県に要望している。今後もこの事業を通して、被保険者の運動不足解消に寄与していきたいと考えている。

学識経験者

「健康経営」宣言事業に関して、中小企業団体中央会や商工会議所、商工会に協力依頼を行っているのか。

⇒（事務局）

中小企業団体中央会や各種商工会議所等にも宣言をしていただいております。関係団体への広報にもご協力いただいております。また、各種研修会等の場においても講話を行っている。

議題3 その他

事務局より、「健康経営セミナー」等について紹介を行った。

— 主な質問・意見 —

学識経験者

「健康経営セミナー」については、中小企業団体中央会や商工会議所、商工会に案内を行っているのか。

⇒（事務局）

案内およびチラシの配布を行っている。

以上